

介護保険負担割合証・後期高齢者医療被保険者証
7月中に郵送します



有効期限は、いずれも
8月1日(木)～
令和2年7月31日(金)までです
*詳細は同封の資料で確認を

介護保険負担割合証
(クリーム色)

介護サービス事業者への支払い時の負担割合は、前年の所得に応じて1割～3割です。
☑要介護認定か総合事業の決定を受けている人
☑介護保険課介護保険係
☎(36)4877

後期高齢者医療被保険者証
(うすむらさき色)

医療機関での支払い時の負担割合は、前年の所得に応じて1割か3割です。
☑後期高齢者医療制度加入者
*保険料に未納のある人は、通常より短い有効期限の保険証を交付する場合があります
☑国保医療課
後期高齢者医療係
☎(36)1348

介護保険負担限度額認定の申請
令和元年度分の新規受付を8月1日(木)から開始します

介護保険サービスのうち、施設サービス(特別養護老人ホームや老人保健施設などでのサービス)や短期入所サービス(ショートステイ)利用時に必要な食費と居住費について、一定の要件を満たした人は、段階に応じて軽減を受けることができます。

施設サービスや短期入所サービスを利用し、下表の要件に該当する場合、申請をしてください。

【申請時に必要なもの】

▶負担限度額認定申請書▶預貯金等の照会に係る同意書▶本人と配偶者名義の全ての預貯金、有価証券にかかる通帳などの写し

▶印鑑(本人・配偶者・申請者)

*減額の対象となるのは申請した月の初日からです

*申請内容に不正があった場合は、加算金が課せられます



【介護保険負担限度額認定の認定要件】

利用者負担段階	認定要件	
第1段階	▶世帯全員(世帯分離している配偶者も含む)が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ▶生活保護を受けている人	預貯金など
第2段階	▶本人と世帯全員(世帯分離している配偶者も含む)が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人	▶単身で1,000万円以下 ▶夫婦で2,000万円以下
第3段階	▶本人と世帯全員(世帯分離している配偶者も含む)が住民税非課税で、上記第2段階以外の人	

☑介護保険課介護保険係 ☎(36)4877

国民健康保険・後期高齢者医療制度 に加入のみなさんへ



現在お持ちの限度額適用認定証の有効期限は
7月31日(水)までです

国民健康保険の認定証を持っている人

8月1日(木)から有効の認定証が必要な人は、8月中に国保医療課の窓口で申請をしてください。*申請する月の初日から有効の認定証を発行します

☑国保医療課国民健康保険係 ☎(36)1363



後期高齢者医療制度の

認定証を持っている人

同制度の加入者は、更新の手続きは不要です。引き続き交付対象となる人には、7月中に8月以降有効の認定証を郵送します。

*新規に交付を希望する人は申請が必要です
☑国保医療課後期高齢者医療係 ☎(36)1348



(広告)

医王院 宗像市認可霊園
宗像大社高宮祭場横
宗像聖地霊園

当霊園は宗旨、宗派を一切問いません。承継者がいない方でも安心して申し込めます。

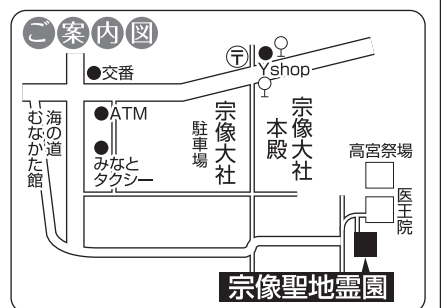
●所在地:福岡県宗像市田島2211番地 ●交通:西鉄・宗像大社前バス徒歩10分 ●経営許可番号:18宗環第86号

お申し込みお問い合わせは
☎0940-62-1566



墓地+墓石+施工一式
※管理費・消費税も全て込み価格

1.8㎡	2.35㎡	3.3㎡
1,191,000円~	1,875,000円~	2,256,000円~



【知っていますか? ごみの野外焼却は禁止です】可燃ごみや草、木などのごみを野外で燃やすことは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。違反した人は罰せられることがあります。ごみは、市が定めた処理方法で適正に処理しましょう。☑環境課 ☎(36)1421